

令和4年3月28日
京都市行財政局管財契約部契約課

更なるSDGsの普及促進を図るための入札・契約制度の改正について

令和4年4月1日から「きょうとSDGsネットワーク」を創設することに伴い、更なるSDGsの普及促進を図るため、下記のとおり入札・契約制度を改正します。

(参考) きょうとSDGsネットワーク

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000295638.html>

記

1 京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の改正 (別紙1参照)

「京都市公共工事競争入札有資格者格付要領」を改正し、SDGsに資する取組を行う企業について加点するという公共工事の格付制度の趣旨を明確にするため、各加点項目に対応するSDGsの開発目標を新たに記載します。

2 プロポーザル等実施手続ガイドラインの改正 (別紙2参照)

「プロポーザル等実施手続ガイドライン」を改正し、適正な競争性の確保等に支障がないと考えられる範囲で、プロポーザル方式の随意契約の加点項目や応募要件に「これからの1000年を紡ぐ企業認定」を加えるよう努めることとします。

3 「「持続可能な社会」を構築する取組の重要性を理解し取り組むよう努める」旨の文書の提出の免除 (別紙3参照)

「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証等を受けた事業者等については、当該事項を証する書面の写し又はデータを提出することにより、「「持続可能な社会」を構築する取組の重要性を理解し取り組むように努める」旨の文書の提出を免除します。

4 適用期日

上記1～3のいずれも、令和4年4月1日から適用します。

京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の改正

下表のとおり，京都市公共工事競争入札有資格者格付要領第6条第3項第5号に掲げる表を改正します。

<改正箇所：下線部>

改正前		改正後			
		<u>趣旨</u>	<u>SDG s に資する取組</u>	点 数	<u>開発目標※</u>
(略) ISO9000シリーズの認証 (略)	10	<u>京都市に おけるS DG s の 推進に向 け、右欄の SDG s に資する 取組を行 う企業に ついて、加 点するも の。</u>	(略) ISO9000シリーズの認証 (略)	10	<u>1, 5, 9, 11, 12, 14</u>
(略) 官公需適格組合 (略)	10		(略) 官公需適格組合 (略)	10	<u>8, 10</u>
(略) KES・環境マネジメントシステ ム・スタンダードの認証 (略) ISO1 4000シリーズの認証 (略)	10		(略) KES・環境マネジメントシス テム・スタンダードの認証 (略) IS O14000シリーズの認証 (略)	10	<u>1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15</u>
(略) 障害者雇用率を達成 (略)	10		(略) 障害者雇用率を達成 (略)	10	<u>10</u>
(略) 災害発生時における応急協定を 締結 (略)	10 (略) 又は5 (略)		(略) 災害発生時における応急協定を 締結 (略)	10 (略) 又は5 (略)	<u>11</u>
(略) 「一般事業主行動計画」の策定及 び届出 (略)	5		(略) 「一般事業主行動計画」の策定 及び届出 (略)	5	<u>5</u>
(略) 国家資格を有する女性の技術者 を雇用 (略)	5		(略) 国家資格を有する女性の技術者 を雇用 (略)	5	<u>5</u>
(略) 暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律 (略) に規定する責任 者を選任し、(略) 講習を受講 (略)	10		(略) 暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律 (略) に規定する責 任者を選任し、(略) 講習を受講 (略)	10	<u>16</u>
(略) 京都市消防団協力事業所に認定 (略)	10		(略) 京都市消防団協力事業所に認定 (略)	10	<u>11</u>
		<p>※ <u>SDG s (持続可能な開発目標) の17の目標</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>令和4年4月1日から施行する。</u></p>			

プロポーザル等実施手続ガイドラインの改正

下表のとおり、プロポーザル等実施手続ガイドラインを改正します。

<改正箇所：下線部>

現行	改正案
<p>プロポーザル等（契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、プロポーザル、コンペ等の手法を用いて主として価格以外の要素における競争によって相手方を選定する手続をいう。以下同じ。）により契約の相手方を選定する場合の運用上の留意点は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 選定手続</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 契約を通じて、社会的課題の解決に資する取組の推進を図るため、契約の内容に応じ、適正な競争性の確保等に支障がないと考えられる範囲で、社会的課題の解決に資する取組に関する事項を仕様書に明記することができないか、又は評価項目に設定することができないか（<u>環境保全に関する事業であれば</u>K E S等の認証を、<u>障害者福祉に関する事業であれば</u>障害者法定雇用率の達成をプロポーザル等の応募の条件とする、又は加点評価に加えるなど）を検討し、可能な範囲で導入するよう努めるものとする。</p> <p>(9)～(11) （略）</p> <p>4 （以下略）</p>	<p>プロポーザル等（契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、プロポーザル、コンペ等の手法を用いて主として価格以外の要素における競争によって相手方を選定する手続をいう。以下同じ。）により契約の相手方を選定する場合の運用上の留意点は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 選定手続</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 契約を通じて、社会的課題の解決に資する取組の推進を図るため、契約の内容に応じ、適正な競争性の確保等に支障がないと考えられる範囲で、社会的課題の解決に資する取組に関する事項を仕様書に明記することができないか、又は評価項目に設定することができないか（<u>S D G sに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定</u>、K E S等の認証<u>若しくは</u>障害者法定雇用率の達成をプロポーザル等の応募の条件とする、又は加点評価に加えるなど）を検討し、可能な範囲で導入するよう努めるものとする。</p> <p>(9)～(11) （略）</p> <p>4 （以下略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

「「持続可能な社会」を構築する取組の重要性を理解し取り組むよう努める」 旨の文書の提出の免除について

予定価格4億円以上の工事請負の受注者及び予定価格8千万円以上の物品等調達
の受注者に対して提出を求めている上記の文書について、下記のとおり、提出
を免除する特例を定めます。

記

1 対象者

「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証等を受けた者

2 手続き

以下の(1)又は(2)のとおり、契約課宛てに認証等を受けたことを証する書面に
に係る写し又は電子データを提出いただくことにより、特例として、上記の文
書の提出を免除します。

- (1) 1の認証等を受けたことを証する書面(下表参照)の写しを以下の窓口に
持参又は郵送

【宛先】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市行財政局管財契約部契約課

- (2) 1の認証等を受けたことを証する書面に係る電子データ(証書をスキャン
又は撮影した画像データを含む。)を以下のURLの提出フォームから提出
<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1643853278957>

制度名	認証等を受けたことを証する 書面又は電子データ
京都SDGsパートナー	登録書
京銀SDGs宣言サポート	宣言書
京都中信SDGs宣言サポート	宣言書
ソーシャル企業認証制度 S認証	認定書
京都市 輝く地域企業表彰	表彰状
これからの1000年を紡ぐ企業認定	認定書